

## 平成21年度 群馬県優良県産品推奨審査会 実施細目

群馬県優良県産品推奨要綱（以下「要綱」という。）第10条に定める実施細目は、下記のとおりとする。

（審査会の日程等）

- 1 要綱第4条に基づく群馬県優良県産品推奨審査会は、次のとおりとする。
  - （1）審査会の日時は、平成21年9月1日（火）10時からとする。但し、会長が別に決定した事項については、別途審査日を設ける。
  - （2）審査会の会場は、群馬県庁 281会議室とする。

（審査申込等）

- 2 要綱第3条に基づく推奨品の申請等については、次のとおりとする。
  - （1）申請書については、1点ごとに2通作成し、所在市町村商工担当課に提出すること。なお、関係書類の写真、カタログ（カタログのない場合は写真のみ）、包装材の両面の写し（食料品関係）及びその他必要関係法令に基づく許可証等の写しは、必ず添付すること
  - （2）申請書の申込期間は、平成21年7月1日（水）～7月31日（金）とする。
  - （3）市町村長は、申請書（関係書類を含む）2通のうち1通を取りまとめ、平成21年8月6日（木）までに県庁観光物産課に送付すること。

（審査商品の搬入及び搬出）

- 3 審査商品の搬入及び搬出は、次のとおりとする。
  - （1）搬入日時は、平成21年8月31日（月）午後1時から午後4時までとし、各申請者が搬入すること。（品目毎に別途時間指定あり。）
  - （2）搬出日時は、平成21年9月4日（金）午後2時から4時までとし、搬入時同様各申請者が搬出すること。

（審査結果）

- 4 審査結果は、所在市町村長に通知するとともに、要綱第5条の規定により認定された商品には、推奨状を交付する。

（審査料）

- 5 審査料は、無料とする。

（その他）

- 6 審査に申請した商品のうち、食品類は原則として返還しないこととする。（社会福祉施設に寄贈する予定）